

平成29年4月 11 日
記者発表資料

麻薬及び指定薬物を含有する危険ドラッグの発見について

県では、危険ドラッグによる健康被害を未然に防止するため、県内等で流通、販売される危険ドラッグを購入し、成分検査を行っています。

インターネットサイトで危険ドラッグを購入し、県衛生研究所で検査したところ、次の製品から「麻薬」及び「指定薬物」が検出されました。

これらの製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課にご相談ください。

1 違法薬物が検出された製品の概要

(1) 麻薬を含有する製品

	製品名 (販売サイト上の製品名)	形状	入手方法等	検出された麻薬
1	h-1 (EBI ちゃん)	乾燥 植物片	インターネットサイト1 (所在地: 不明 発送元: 東京都)	•XLR-11
2	H-5 (ZOMBIE GOLD)			•XLR-11
3	H-7 (ZOMBIE QUEEN)			•XLR-11

(2) 指定薬物を含有する製品

	製品名 (販売サイト上の製品名)	形状	入手方法等	検出された指定薬物
4	sample 14 (仁)	乾燥 植物片	インターネットサイト2 (サイト名: AROMA-MARKET 所在地: 不明 発送元: 東京都)	•4-Methyl- α -ethylaminopentiofenone
5	sample 15 (剛)			•FUB-JWH-018 •Modafinil •5-MAPDB
6	p-8 (ZERO SATURN)	粉末	インターネットサイト1 (所在地: 不明 発送元: 東京都)	•4-Methyl- α -ethylaminopentiofenone

2 違反の内容

(1) 麻薬営業者(麻薬輸入業者、麻薬小売業者等の免許を受けた者)でなければ麻薬を譲渡してはならないにもかかわらず、麻薬を含有する製品を譲り渡した。(麻薬及び向精神薬取締法第24条違反)

(2) 指定薬物は、医療等の用途以外の用途に供するために販売等をしてはならないにもかかわらず、指定薬物を含有する製品を販売した。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 76 条の4違反)

3 県の対応

- ・ 製品の発送元を所管する自治体に通報しました。
- ・ インターネットサイトに対して、当該製品の販売中止を指示しました。
- ・ 今後も買上調査を継続し、危険ドラッグの監視指導・取締を徹底します。

4 県民の皆さまへ

- ・ 当該製品の使用により、健康被害を生じる恐れがありますので、当該製品をお持ちの方は直ちに使用を中止して、健康被害が疑われる場合は医療機関を受診してください。
- ・ 合法ハーブ、お香、アロマ等と称して販売される製品であっても、身体に有害な作用を及ぼす物質が含まれているものがあり、大変危険です。危険ドラッグは決して使用したり、関わらないようにしてください。

問合せ先

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課

課長 小笠原 電話 045-210-4960

献血・薬物対策グループ 阿武野 電話 045-210-4964

<参考>

○麻薬を含有する製品



1 : h-1 (EBI ちゃん)



2 : H-5 (ZOMBIE GOLD)



3 : H-7 (ZOMBIE QUEEN)

○指定薬物を含有する製品



4 : sample 14 (仁)



5 : sample 15 (剛)



6 : p-8 (ZERO SATURN)

○検出された麻薬及び指定薬物の化学名及び規制年月日

麻薬

- ・ 検出成分:XLR-11
化学名:[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタン
規制年月日:平成 26 年1月 19 日

指定薬物

- ・ 検出成分:4-Methyl- α -ethylaminopentiophenone
化学名:2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ペンタン-1-オン
規制年月日:平成 26 年1月 12 日
- ・ 検出成分:FUB-JWH-018
化学名:[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタン
規制年月日:平成 27 年 12 月5日
- ・ 検出成分:Modafinidz
化学名:2-{[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}-N-メチルアセトアミド
規制年月日:平成 28 年1月 31 日
- ・ 検出成分:5-MAPDB
化学名:1-(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン
規制年月日:平成 27 年 12 月5日

○麻薬とは

中枢神経に作用し精神機能に影響を及ぼす物質で、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に定義されています。現在 178 物質が指定されています。

○指定薬物とは

中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物で、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定義されています。現在、2,362 物質が指定されています。